

(健Ⅱ578F)
令和4年2月28日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
釜 菫 敏
宮 川 政 昭
(公 印 省 略)

ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種に関するリーフレットの
改訂について

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部(局)宛て標記の事務連絡がなされ、
本会に対しても周知方依頼がありました。

ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種については、令和3年11月29日付
(健Ⅱ419)をもって、積極的勧奨を差し控えている状態を終了し、市区町村からの
個別の勧奨が基本的に令和4年4月から順次実施されることについてご連絡いたし
ました。

本事務連絡はこれに伴い、HPV ワクチン接種に関する本人・保護者及び医療従事者
向けのリーフレットを最新の科学的知見等を踏まえた記載内容に改訂した旨、別紙1
から4のとおり連絡するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会管下郡市
区医師会、関係医療機関等に対する周知方につきまして、ご高配のほどよろしくお願
い申し上げます。

(別紙内訳)

- 別紙1 「HPV ワクチン接種の対象年齢のお子様及びその保護者向けリーフレット(概要版)」
- 別紙2 「HPV ワクチン接種の対象年齢のお子様及びその保護者向けリーフレット(詳細版)」
- 別紙3 「HPV ワクチンを接種したお子様及びその保護者向けリーフレット」
- 別紙4 「HPV ワクチンの接種に係る医療従事者向けリーフレット」

(参考)

- リーフレットを掲載している厚生労働省ホームページ「HPV ワクチンに関する情報提供資料」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/leaflet.html>
- 改訂の概要(令和4年2月18日厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、薬事・
食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会(合同開催)資料2p1～p5参照)
<https://www.mhlw.go.jp/content/10601000/000899047.pdf>
- 「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を進めるに当たっての相談支援体制・医療体制等
の維持、確保について」(令和4年1月5日付(健Ⅱ482F)参照)
- 改訂前のリーフレット(令和2年10月23日付(健Ⅱ314F)参照)

事 務 連 絡
令和 4 年 2 月 24 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種に関するリーフレットの改訂について

ヒトパピローマウイルス感染症に係る予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による予防接種（以下「定期接種」という。）の対象者又はその保護者（以下「接種対象者等」という。）への情報提供については、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会・薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）における議論を踏まえ、ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）に関するリーフレットの改訂が行われ、今般、別添のとおり都道府県、市町村及び特別区宛てに通知したところです。

別添の別紙 1 及び別紙 2 は、接種対象者等が、接種を検討・判断する場合や、接種を希望した場合に円滑な接種ができるよう、子宮頸がんや、HPVワクチンの有効性・安全性に関する情報等を知っていただくことを目的としております。

また、別添の別紙 3 は、接種対象者等が、接種後の留意点等について理解していただくこと、別紙 4 は、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種に係る医療従事者が、接種対象者等及び接種を希望する者へ適切な対応をしていただくことを目的としております。

つきましては、貴会員への周知について、特段の御配慮をいただきますよう宜しくお願いいたします。

（別添）都道府県、市町村及び特別区衛生主管部（局）宛事務連絡

（別紙内訳）

- 別紙 1 HPVワクチン接種の対象年齢のお子様及びその保護者向けリーフレット（概要版）
- 別紙 2 HPVワクチン接種の対象年齢のお子様及びその保護者向けリーフレット（詳細版）
- 別紙 3 HPVワクチンを接種したお子様及びその保護者向けリーフレット
- 別紙 4 HPVワクチンの接種に係る医療従事者向けリーフレット

（参考）

リーフレット掲載：厚生労働省ホームページ「HPVワクチンに関する情報提供資材」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekakukansenshou19/leaflet.html>

事務連絡
令和4年2月24日

各〔都道府県
市町村
特別区〕衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種に関するリーフレットの
改訂について

ヒトパピローマウイルス感染症に係る予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による予防接種（以下「定期接種」という。）の対象者又はその保護者（以下「接種対象者等」という。）への情報提供については、「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を進めるに当たっての相談支援体制・医療体制等の維持、確保について」（令和3年12月28日健健発1228第1号厚生労働省健康局健康課長通知。以下「12月通知」という。）において、接種を検討・判断するためのヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）の有効性・安全性（ベネフィットとリスク）に関する情報等や、希望する場合に円滑な接種を行うために必要な情報等を提供することとしております。

また、12月通知において、地域の医療機関に求められる役割として、HPVワクチンに関する最新の知見や、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種に関する相談支援体制・医療体制等について理解を深めるよう努めることが望ましく、接種対象者等へ適切な対応をしていただくこととしています。

今般、最新の科学的知見等を踏まえ、別紙1から4のリーフレットについて、記載内容を更新するとともに、別紙4については、医療従事者にとっても読みやすい構成となるよう改訂しました。

つきましては、今後のヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種に関する情報提供に当たって、改訂したリーフレット又は同様の趣旨の情報提供資材を適宜活用いただくとともに、改訂前のリーフレットは使用しないようご注意ください。

なお、公益社団法人日本医師会等に対し、本件に係る周知協力を依頼していることを申し添えます。

(別紙内訳)

- 別紙 1 「HPVワクチン接種の対象年齢のお子様及びその保護者向けリーフレット
(概要版)」
- 別紙 2 「HPVワクチン接種の対象年齢のお子様及びその保護者向けリーフレット
(詳細版)」
- 別紙 3 「HPVワクチンを接種したお子様及びその保護者向けリーフレット」
- 別紙 4 「HPVワクチンの接種に関する医療従事者向けリーフレット」

(参考)

リーフレットを掲載している厚生労働省ホームページ「HPVワクチンに関する情報
提供資料」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/leaflet.html>